

美濃加茂市議会
第1回臨時会議案



平成28年10月20日

目 次

ページ

議第64号 美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例について --- 1

議第64号

美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり美濃加茂市議会会議規則（昭和51年美濃加茂市議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出する。

平成28年10月20日提出

議会運営委員長 片桐 美良

美濃加茂市議会議長 山田 栄 様

美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例

美濃加茂市議会委員会条例（昭和51年美濃加茂市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(議会運営委員会の設置)	(議会運営委員会の設置)
第3条の2 (略)	第3条の2 (略)
2 常任委員会の委員の定数は、 <u>7人以内</u> とする。	2 常任委員会の委員の定数は、 <u>7人</u> とする。
3 (略)	3 (略)

附 則

この条例は、平成28年10月20日から施行する。

